

## ◇平成 31年 4月 1日付改正内容

### 1. 前金払制度の限度額等の拡大

公共工事の施工に当たっては、資材購入費用をはじめ、着工時に資金が必要であり、その際の受注者の負担軽減を図るため、一部資金を前払いする制度を設けています。

本市においては、支払額等の条件について以下のとおり定めておりましたが、特に大規模な工事の場合には、受注者の着工資金の円滑な供給を図ることが必要となりますが、現行の規定では支払い限度額を定めているため、その確保が困難になることから、平成31年4月1日以降に契約する案件から限度額を撤廃します。

また、対象については、建設工事のみとなっておりますが、建設工事に関する業務委託についても適用します。

## ◇平成 31年度中の改正予定

### 2. 競争入札における予定価格の公表時期

建設工事等に係る予定価格については、事前公表としておりますが、同額の入札金額によるくじ引きが増加していること等を踏まえ、建設工事の予定価格の事後公表への切り替えを予定しています。また、事後公表とすることに併せて、再度入札を実施することを予定しています。

施行時期については、今年度10月からの実施を予定しています。